



略	略	略	いて「中小企業者等」という。)が栃木県海外販路開拓・拡大支援事業費補助金交付要領(令和三年三月二十四日付け国際第二百九十二号産業労働観光部長通知)に基づき行う海外販路開拓・拡大事業のうち知事が別に定めるものに要する経費	略	略	略	略	いて「中小企業者等」という。)が栃木県海外見本市等出展支援事業実施要領(平成二十七年六月二十三日付け国際第一百七十七号産業労働観光部長通知)に基づき行う海外見本市等(海外において開催される見本市、展示会、商談会その他これらに準ずるものをいう。)への出展に要する経費	略
---	---	---	---	---	---	---	---	--	---

(国際課)

栃木県告示第198号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定による登録特定行為事業者の登録をしたので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年4月2日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	事業者		事業所		登録の年月日	特定行為の種類
	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地		
092700010	特定非営利活動法人グループたすけあいエプロン	高根沢町花岡1503-3	特定非営利活動法人グループたすけあいエプロン	高根沢町花岡1503-3	令和3(2021)年4月1日	気管カニューレ内部の喀痰吸引

(障害福祉課)

栃木県告示第199号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3(2021)年4月2日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
喜連川土地改良区	令和3(2021)年3月23日

**栃木県告示第200号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3(2021)年4月2日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
芳賀町土地改良区	令和3(2021)年3月26日

**栃木県告示第201号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3(2021)年4月2日

栃木県知事 福田 富一

- 1 認可年月日  
令和3(2021)年4月1日
- 2 合併により設立する土地改良区の名称  
鹿沼市土地改良区
- 3 合併により解散する土地改良区の名称  
南摩土地改良区  
北半田土地改良区  
口栗野土地改良区  
塩山土地改良区  
酒野谷土地改良区  
清洲土地改良区  
日向土地改良区  
見野土地改良区  
武子土地改良区  
永野土地改良区  
下沢引田土地改良区  
思川土地改良区  
栃窪土地改良区  
西沢土地改良区  
深津土地改良区

**栃木県告示第202号**

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の

写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第18項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和3(2021)年4月2日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営稲毛田地区土地改良(区画整理)事業	令和3(2021)年4月5日から同年5月6日まで	令和3(2021)年5月21日	芳賀農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第203号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、昭和46年栃木県告示第1003号足利佐野都市計画下水道事業佐野市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

令和3(2021)年4月2日

栃木県知事 福田 富一

- 1 施行者の名称  
佐野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
足利佐野都市計画下水道事業佐野市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和46(1971)年11月5日～令和8(2026)年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分

昭和46年栃木県告示第1003号、昭和53年栃木県告示第327号、昭和53年栃木県告示第1032号、昭和60年栃木県告示第220号、昭和62年栃木県告示第371号、平成元年栃木県告示第461号、平成6年栃木県告示第126号、平成8年栃木県告示第220号、平成10年栃木県告示第196号、平成12年栃木県告示第563号、平成15年栃木県告示第139号、平成17年栃木県告示第278号、平成20年栃木県告示第8号、平成23年栃木県告示第131号、平成26年栃木県告示第303号、平成27年栃木県告示第166号及び平成29年栃木県告示第124号の収用の部分とした事業地から植下町字間ノ田町、伊勢山町字伊勢山、高萩町及び庚申塚町字壺丁田町を除きすべてを使用の部分とし、令和2年栃木県告示第223号の事業地に、吉水町字宿並、小見町字東、字新宿及び字飯玉を加え、中町字中堀、字庚申前、吉永町字小堀、字諏訪、字美路川、字興聖寺、字大明神、字寺之後並びに新吉水町字村西地内において事業地を変更する。

(都市整備課)

調達等公告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3(2021)年4月2日

栃木県知事 福田 富一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 委託業務名 令和3(2021)年度県議会広報紙「県議会とちぎ」新聞折り込み業務委託
  - (2) 業務内容 入札説明書による。

- (3) 履行期間 契約締結日から令和4(2022)年3月31日まで
  - (4) 履行場所 栃木県議会事務局が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しない者であること。
  - (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、折込広告の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
  - (3) 令和3(2021)年4月13日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- 3 入札の手続等
- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号  
栃木県議会事務局政策調査課 電話028-623-3772
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
令和3(2021)年4月13日(火)午前11時 栃木県議会議事堂4階 第2委員会室
  - (3) その他 入札説明書は、令和3(2021)年4月2日から同月12日までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。
- 4 その他
- (1) 入札保証金 免除
  - (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
  - (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (4) その他
    - ア 最低制限価格の有無 無
    - イ 詳細は、入札説明書による。

(議会事務局政策調査課)